

# 電気需給約款 低圧でんきメニューに関する特約

株式会社エナリス

2026年4月1日実施

## 第1条 (適用範囲)

電気需給約款 低圧でんきメニューに関する特約（以下、「本特約」といいます）は、電気需給約款（低圧）（以下、「原約款」といいます）に基づき、料金メニューが「低圧でんきメニュー」で、かつ以下の契約種別（以下、「本契約種別」といいます）で電気を供給する場合の条件について定めたものです。本特約で用いる用語は、本特約で別段の定めのない限り、原約款に定めるところによります。

契約種別	低圧でんきメニュー（でんきMプラン（EA）） 低圧でんきメニュー（でんきLプラン（EA）） 低圧でんきメニュー（低圧電力（EA））
------	---

## 第2条 (適用)

本特約は、お客さまが原約款および本特約の内容を承諾のうえ本契約種別の電気需給契約（低圧）を当社に申し込み、当社が承諾した場合に適用するものとします。

## 第3条 (料金その他の詳細)

- 契約種別が「低圧でんきメニュー（でんきMプラン（EA））」および「低圧でんきメニュー（でんきLプラン（EA））」の適用範囲、契約電流、最大需要容量、契約容量、契約電力、供給電気方式、供給電圧および周波数は、原約款別表3第3項によります。また、料金については、同項(7)を以下のとおり変更して適用します。

(変更後)

### (7) 料金

電気料金は、基本料金（または最低料金）および電力量料金ならびに別表1第4項によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。なお、各料金については、以下の各号に定めるところによります。

イ 基本料金（または最低料金）は料金表の定めるところによります。

ロ 電力量料金は、以下の算式により算定される金額とします。

電力量料金単価 × 使用電力量 ± 燃料費等調整額

なお、電力量料金単価は料金表の定めるところによります。

また、燃料費等調整額の算定に関しては、原約款別表2I第1項(1)に定める平均燃料価格の算定において用いる $\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ は、同項(1)に定めるロを適用するものとし、原約款別表2I第2項に定める基準単価は、同項に定めるロをそれぞれ適用するものとします。

- 契約種別が「低圧でんきメニュー（低圧電力（EA））」の適用範囲、契約電力、供給電気方式、供給電圧および周波数は、原約款別表3第4項によります。また、料金については、同項(4)を以下のとお

り変更して適用します。

(変更後)

(4)料金

電気料金は、基本料金および電力量料金、ならびに別表1第4項によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。なお、各料金については、以下の各号に定めるところによります。

イ 基本料金は料金表の定めるところによります。

ロ 電力量料金は、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費等調整額}$$

なお、電力量料金単価は料金表の定めるところによります。

また、燃料費等調整額の算定に関しては、原約款別表2 I第1項(1)に定める平均燃料価格の算定で用いる $\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ は、同項(1)に定めるロを適用するものとし、原約款別表2 I第2項に定める基準単価は、同項に定めるロをそれぞれ適用するものとします。

#### 第4条 (排出係数メニュー)

本契約種別に適用される排出係数メニュー(電源構成および環境価値に関する条件を含みます)に係る供給条件は、料金表の定めるところによります。

#### 第5条 (請求書の発行および支払期日)

1. 請求書の発行期日に関して、原約款第17条第2項を、以下のとおり変更して適用します。

(変更後)

2 当社は、電気料金その他の料金(以下、「電気料金等」といいます)に係る請求書を、原則として、計量期間等の終了日を含む月の翌月の25日までに発行します。なお、当社は、当該請求内容を当社が運営するウェブサイトを通じてお客様に開示するものとし、当該開示をもって、お客様への請求を行ったものとします。

2. 電気料金等の支払期日に関して、原約款第17条第7項を以下のとおり変更して適用します。

(変更後)

7 お客様の電気料金等の支払期日は、請求書の発行月の翌月23日とします。ただし、同日が金融機関の休業日にあたる場合で、口座振替にてお支払の場合は翌営業日、振込みにてお支払の場合は前営業日を支払期日とします。

#### 第6条 (電気料金の割引)

1. 当該月の料金の算定期間において算定した基本料金(または最低料金)および電力量料金から、以下の各号に定める割引額をそれぞれ割り引くものとします。

<割引額>

(1) 基本料金: 基本料金(または最低料金)に対して1%を乗じた金額

(2) 電力量料金: 当該月の電力量料金(燃料費等調整額を除きます)に対して1%を乗じた金額

2. 料金を日割計算する場合は、原約款第16条に基づき算定した料金から、前項各号に定める割引額を割り引くものとします。

#### 第7条 (解約手数料の取扱い)

原約款第30条第3項の規定は、本特約の対象となるお客さまには適用せず、以下のとおり変更して適用します。

(変更後)

- 3 1に基づくお客さまからの申出により、電気需給開始日または第28条(電気需給契約の変更)1に基づく変更日以降1年目の日以内に本電気需給契約を終了する場合でも、お客さまは別表4に定める解約手数料の支払義務を負わないものとします。

#### 第8条 (原約款との関係)

本特約に記載のない事項は原約款によるものとし、本特約と原約款に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。

以上